

## 一般継目なし容器再検査基準の改正について（案）

### 1. 改正案の概要

空気呼吸器用継目なし容器再検査基準（以下「空気呼吸器基準」という。）及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準（以下「アルミ基準」という。）については、第1回移動容器規格委員会において改正を行うことが認められた。

主な改正点は以下のとおり。

#### ① 附属品再検査の設備の追加

両基準とも附属品再検査を本基準に基づき実施することとしているが、空気呼吸器一般継目なし再検査基準において、附属品再検査に係る設備基準を規定したい。（アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準には規定有）。

#### ② 耐圧試験設備における圧力計

両基準とも耐圧試験設備における圧力計の精度を規定しているが、アルミ基準は作業用の圧力計と点検用の圧力計を区分して規定しているのに対し、空気呼吸器基準ではこれらを区分していない。耐圧試験設備用の圧力計はそれぞれの基準において計量法における基準器等との比較を規定しているため、作業用と点検用を区分する必要はないと考える。このため、アルミ基準を改正し空気呼吸器基準同様の規定としたい。

#### ③ 附属品組立後の気密試験

医療用のバルブに一次圧力を把握するための圧力計が装着されている場合があり、この圧力計からのガス漏えいが発生する事例があった。しかし、この圧力計は附属品検査の対象ではないため、気密試験の義務が課せられていない。このため、バルブに一次圧力を受ける機器を装着する場合にあっては、バルブの気密試験にこの機器を装着した気密試験を追加することができることとしたい。

#### ④ 容器則改正に伴う引用条項の改正を行うこととする。

### 2. スケジュール

- ① 原案 : 平成18年12月
- ② 原案の検討 : 2回程度予定
- ③ 委員会における決議 : 平成19年3月頃
- ④ 基準の改正 : 平成19年5月頃